

確認検査業務規程		頁 No.29/30
		CRO1-27
1999年5月6日制定	2024年12月1日改訂	2024年12月1日施行

別 紙

確認検査対象建築物等

1. 延べ面積が 500 m²を超える建築物 (ら)
2. 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。) の床面積の合計が 300 m²以上の建築物 (の)
3. 前 2 項の敷地内に築造する工作物 (建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 138 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に掲げる工作物 (以下「工作物」という。) に限る。) (ら) (む) (の)
4. 建築物に設けられる昇降機その他の建築設備 (ら) (の)
5. 前各項に定めるもののほか、以下の各号のいずれかに該当する建築物、工作物及び昇降機その他の建築設備 (ら) (む) (ろ) (の)
 - 1) 建築基準法 (以下「法」という。) 第 68 条の 25 の規定に基づく構造方法等の認定及び法第 68 条の 26 の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される建築物 (当該建築物の計画に含まれる工作物を含む。)
 - 2) 法第 88 条第 1 項において準用される法第 68 条の 25 の規定に基づく構造方法等の認定及び法第 68 条の 26 の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて築造される工作物
 - 3) 以下の各号に掲げる建築物
 - (1) 高さが 31m を超え 60m 以下の建築物
 - (2) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - (3) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が 36N/m²以上のコンクリートを使用する建築物
 - 4) 令第 82 条の 5 に規定する「限界耐力計算」及び令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算並びに令第 108 条の 4 に規定する「耐火性能検証法」、令第 128 条の 7 に規定する「区画避難安全検証法」、令第 129 条に規定する「階避難安全検証法」及び令第 129 条の 2 に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた建築物
 - 5) 令第 80 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準 (平成 12 年建設省告示第 2009 号、平成 14 年国土交通省告示第 463 号、平成 14 年国土交通省告示第 464 号、平成 14 年国土交通省告示第 666 号、平成 28 年国土交通省告示第 611 号に限る。) に従った構造の建築物

確認検査業務規程

頁 No.30/30

CRO1-27

1999年5月6日制定

2024年12月1日改訂

2024年12月1日施行

- 6) 法第7条第5項の規定及び法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証のない建築物等の建築基準関係規定への適合状況について、財団が「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合調査のためのガイドライン（平成26年国住指第1137号）」に基づく調査を実施し、「検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査報告書」を発行した建築物、工作物及び昇降機その他の建築設備（の）
- 7) 第1項に掲げる建築物及び前各号に掲げる建築物又は工作物と同一敷地内にある別棟の建築物及び工作物、並びに、第1項に掲げる建築物及び前各号に掲げる建築物又は工作物と隣接若しくは近接敷地にあり、同時期に一体的に計画される建築物及び工作物（の）
- 8) 第3項並びに1）、2）、6）及び前号に掲げる工作物に設けられる建築物及び昇降機その他の建築設備（の）